

令和4年4月1日から施設使用料等が改定されます

松阪市では施設を「利用する方」と「利用しない方」との税負担の公平性を確保するため、令和3年2月に策定した「松阪市施設使用料等の見直し方針」に基づき、市内公共施設の使用料等の改定を行います。利用者の皆様におかれましてはご理解のほどお願いいたします。

注意：4月分以降の利用に関して、令和4年3月31日までに申請し承認された場合でも、改定後の新しい使用料金となります。

☆変更点

学校料金がなくなります。

電灯使用料を含めた料金になります。

問い合わせ＝三十三銀行アリーナ（松阪市総合体育館）（☎0598－26－7155）

松阪市総合体育館 施設使用料（単位：円）

改正前（現在の電灯料金込みにした料金）

使用区分				時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのための使用	学校	5,280	7,040	7,260	20,460	
			一般	7,260	9,680	9,900	26,400	
		その他		23,100	30,800	36,300	79,200	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのための使用	学校	7,260	9,680	9,900	26,400	
			一般	11,220	14,960	16,500	39,600	
		その他		51,700	68,200	82,500	171,600	
	興業を直接の目的とする		122,100	162,800	201,300	409,200		
	一般公開日における個人使用	中学生以下		50	50	50		
15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160				
トレーニング室		中学生以下		50	50	50		
		15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160		
卓球室		中学生以下		50	50	50		
		15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160		
武道室		中学生以下		50	50	50		
		15歳以上（中学生を除く。）		160	160	160		
会議室		平常時		880	1,100	1,320	2,750	
		冷暖房機使用の場合		別表第2の冷暖房機使用料で処理				
松阪市総合体育館年間個人使用券		中学生以下		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分2,700円				
		15歳以上（中学生を除く。）		競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1日 1区分8,000円				

備考
1 午前9時から午後5時まで使用の場合及び午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、それぞれ時間区分の合計額とする。
2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない。
3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
5 午前9時から午後9時までの間に電灯を使用した場合（個人使用の場合を除く。）の電灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。）に、競技場にあつては1,100円（ただし、備考3の場合にあつては2分の1の額とする。）、舞台にあつては440円を乗じて得た額とする。
6 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
7 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
8 体育館施設使用料合計額の10円未満は四捨五入とする。

改正後

競技場の料金は電灯料金込みになります

使用区分			時間区分	午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
競技場	入場料等を 徴収しない 場合	スポーツのための使用		8,720	11,550	12,200
		その他		27,900	36,960	39,040
	入場料等を 徴収する場 合	スポーツのための使用		13,080	17,320	18,300
		その他		62,780	83,160	87,840
		興行を直接の目的とする		150,850	199,810	211,060
	一般公開日における個人 使用	中学生以下	70	70	70	
		一般	210	210	210	
トレーニング室		中学生以下	70	70	70	
		一般	210	210	210	
卓球室		中学生以下	70	70	70	
		一般	210	210	210	
武道室		中学生以下	70	70	70	
		一般	210	210	210	
会議室			1,250	1,580	1,750	
松阪市総合体育館 年間個人使用券		中学生以下	競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1 日 1 区分3,500円			
		一般	競技場一般公開日における個人使用、トレーニング室、卓球室、武道室 1 日 1 区分10,500円			

備考
1 2つ以上の連続する時間区分を使用する場合は、それぞれの時間区分にかかわらず、当該時間区分の間の時間についても、使用することができる。この場合における使用料金は、それぞれの時間区分の欄に規定する金額の合計額とする。
2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増とする。ただし、一般公開日における個人使用料は、この限りでない。
3 競技場の一部を使用する場合において、その使用面積が競技場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
4 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
5 午前9時から午後9時までの間に舞台電灯を使用した場合（個人使用の場合を除く。）の電灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。）に、440円を乗じて得た額とする。
6 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
7 体育館施設使用料合計額の10円未満は切捨てとする。